

京都市環境保全基準の一部改定について

1 概要

この度、京都市環境保全基準*（以下「市保全基準」という。）のうち、土壤汚染に係る環境保全基準及び地下水汚染に係る環境保全基準を一部改定し、新たな項目の設定及び項目名の変更を行います。

これは、平成28年3月29日付け環境省告示第30号及び31号により、国において「土壤の汚染に係る環境基準*」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が改定され、本年4月1日付けで施行されることに伴うものです。

2 環境基準改定の経緯

(1) 土壤

平成21年11月、地下水の環境基準が改定され、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンが追加されました。この改定を踏まえ、環境省の中央環境審議会による審議等を経て、平成28年に土壤の環境基準にクロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）及び1,4-ジオキサンが設定されました。

(2) 地下水

土壤の環境基準の項目名を「塩化ビニルモノマー」から「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」と定めたことに伴い、地下水の環境基準のうち、「塩化ビニルモノマー」の項目名が「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に変更されました。

3 環境基準及び市保全基準の改定内容について

(1) 土壤

環境基準に「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」及び「1,4-ジオキサン」が追加され、基準値が新たに設定されました。

従って、土壤汚染に係る本市の環境保全基準も同様に上記2項目を追加し、以下のとおり基準値（環境基準と同じ）を設定します。

ア クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）の基準値

環境上の条件：検液1Lにつき0.002 mg以下であること

イ 1,4-ジオキサンの基準値

環境上の条件：検液1Lにつき0.05 mg以下であること

(2) 地下水

環境基準の項目名「塩化ビニルモノマー」が「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に変更されました。

従って、地下水汚染に係る本市の環境保全基準も同様に項目名を変更します。

「塩化ビニルモノマー」

→ 「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」

（基準値及び測定方法に変更はありません。）

※ 用語説明

・環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水質、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。

・京都市環境保全基準

市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、京都市が独自に定めているもの。

(参考)

京都市環境基本条例では、市保全基準の改定に当たっては環境審議会の意見を聴かなければならない旨を規定していますが、平成18年8月の環境審議会において、環境基準として新たに追加又は改定された項目が「人の健康に係る項目」である場合は、審議会の意見を聴くことなく、これを市保全基準へ追加又は改定することができるとの判断をいただいています。

今回改定する市保全基準は、「人の健康に係る項目」に該当するため、市保全基準の改定を行う旨を環境審議会に報告するものです。

○「人の健康に係る項目」に該当する項目

大気汚染、水質汚濁（人の健康保護に係るもの）、地下水汚染、土壌汚染

○「人の健康に係る項目」に該当しない項目

水質汚濁（生活環境に係るもの）、騒音、悪臭、地盤沈下、緑、ダイオキシン類